

09年第2回定例会・予算特別委員会での質疑（6月18日）

大内久美子議員

- 1．特別支援学校の整備計画について
- 2．介護保険の改善と対策について
- 3．常陸那珂港区について（港湾建設計画、環境への影響、石炭火力発電所増設中止）
- 4．東海第二発電所でのプルサーマル計画について

#### 1．特別支援学校の整備計画について

大内委員 日本共産党の大内久美子です。

最初に、特別支援学校の整備計画について質問いたします。

ことは、養護学校の義務制が施行されて30年になります。障害のある子供たちについて、見方が変わりました。どんなに障害が重い子供でも教育という営みが成り立つこと、長い目で見れば、必ず子供の発達が前進したり豊かになっていく、教育に下限はなく発達に上限はない、教育実践の中で広がりました。

憲法26条の、すべての国民は、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する、そのために行政は条件整備の義務があるわけです。私どもは、このような立場で、これまでも、不足教室の解消、スクールバスの改善、学校の増設など、関係者の運動と協働して繰り返し提案してきました。

昨年12月、予算特別委員会で、山中議員が増設を視野に入れた整備計画を提案し、教育長は検討を行うと答弁をしております。整備計画はいつまとめるのでしょうか。検討状況と見通しについて、教育長にお尋ねをいたします。

また、計画策定に当たりまして、保護者や教職員など実情をよく知っている関係者の意見をどう反映させていくのか、あわせてお聞かせください。

鈴木教育長 お答えいたします。まず、整備計画の検討状況についてでございます。

現在、特別支援学校では、知的障害特別支援学校の児童生徒数の急増に伴う教室の確保、障害の重度・重複化に対応するための教室の確保、スクールバスの長時間乗車による児童生徒の負担軽減などが課題となっております。

このため、全県的な視野で、特別支援学校の適正な配置について検討を進めているところでございます。計画の策定に当たりましては、通学区域の見直し、校舎の増築、小中学校、高等学校の跡地等を利用した分校及び本校の設置などによる対応について検討してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについてでございますが、10月を目途に策定したいと考

えておりますが、保健福祉部において、特別支援学校と密接な関係にある県立こども福祉医療センターの建てかえについて検討することとしておりますので、これらの内容も踏まえた上で策定してまいりたいと考えております。

次に、委員から御提案のありました保護者や教職員から幅広く意見を聞くべきではないかということについてでございますが、計画の策定に当たりましては、特別支援学校全 20 校にアンケート調査を実施するなどして学校ごとの意見を把握するとともに、学識経験者や P T A 及び教育関係者などから構成されます特別支援教育推進会議などに諮るなどして、幅広い意見の集約に努めることとしております。

大内委員 ただいま教育長から、県立こども福祉医療センター、ここの連携なども検討するということでした。私は、そういうことについては賛成でございます。

養護学校在籍児や障害児にとりまして、就学前の相談や訓練、卒業後の就労や生活支援など、地域でどう過ごしていくのかも大きな課題です。

本県は、平成 15 年から 24 年の 10 年間の障害者福祉サービス施策を決めた障害福祉計画を策定しております。その中で、二次保健医療圏と一体になって 9 つの障害福祉圏を定めました。養護学校がないのは、古河・坂東障害福祉圏だけです。古河、坂東、境、五霞の地域です。この地域での養護学校の新設は、緊急の課題であります。

私は、地域に根差した学校づくりを整備計画の中心に置くべきだと考えます。障害福祉圏をベースに、学校の増設や肢体不自由児と知的障害児の併設、病弱学校の分校・分室など、課題解消のための整備方針をつくる必要があります。いでしょうか。

お答えいただきたいと思えます。

鈴木教育長 委員からただいま御提案ありました古河・坂東障害福祉圏への新設についてでございますが、この地域の知的障害のある児童生徒は、結城市にある結城養護学校とつくばみらい市にある伊奈養護学校に分かれて通学しており、通学距離が長く、そのためスクールバスに長時間乗車しなければならない状況となっております。さらに、結城養護学校においては児童生徒数が年々増加してきており、これまで校舎の増築やプレハブ校舎の設置などを行ってきたところでございますが、今後の受け入れが大変厳しい状況になってきております。

計画策定に当たりましては、このような状況を踏まえて検討していかなければならないものと考えております。

次に、障害福祉圏内に障害の種類ごとに学校を整備することについてでございますが、知的障害教育につきましては、先ほど申し上げましたような視点に

より検討してまいりたいと考えております。

肢体不自由児教育につきましては、肢体不自由児童生徒数の増加等に対応するため、一昨年につくば養護学校を開校したところであり、当面は、現在の3校体制で十分対応できるものと考えております。

また、病弱教育につきましても、友部東養護学校が対応しておりますが、平成10年度代の前半のピーク時と比べますと、ここ数年、対象児童生徒数が減少傾向にありますことから、当面は、現在の体制で十分対応できるものと考えております。

大内委員 古河・坂東障害福祉圏内の養護学校の増設、積極的に取り組んでいただきたいということで、この質問は終わりにいたします。

## 2. 介護保険の改善と対策について

大内委員 次に、介護保険について、保健福祉部長に御質問いたします。

介護保険制度は10年目を迎えました。ホテルコスト導入や介護報酬の連続引き下げ、認定方法の改悪などで、安心して利用できる制度には、ほど遠い姿形になってしまいました。

保険料は、3年ごとの見直しで、ことしの第4期保険料は、33自治体が値上げをして年間4万4,600円の負担増となりました。第1期の1.6倍です。保険料と利用料の自己負担は、高齢者に重くのしかかっております。

本県では、17自治体が保険料を減免し、19自治体が利用料負担を独自に軽減しております。県として減免制度の創設を国に要望するとともに、市町村への支援策を行うよう求めるものです。

当面、37億円も積み上がっている財政安定化基金の有効活用を図ってはいかがでしょうか。この基金の市町村負担金は高齢者の介護保険料で賄われているのです。基金の活用で高齢者の負担を軽減すべきですが、所見を伺います。

山口保健福祉部長 お答えいたします。委員御指摘のとおり、介護保険財政安定化基金は平成21年3月末で37億8,000万円の残高がございます。

この基金を低所得者対策に活用することについてでございますが、この基金につきましては、市町村におきまして介護給付費の予想を上回る伸びや収納率の低下による保険財政の赤字に対する貸し付けや交付を行うために設置されたものであり、目的以外の利用が認められておりませんことから、現行法上困難と考えております。

大内委員 国の方でも、この活用策をめぐって検討しております。私は、せっかく高齢者が保険料を積み立てたものでございます。活用の策を取り組んでいただきたい。要望します。

本県では、5,500人が特別養護老人ホームの入居を待っている状況です。昨年から比べて、750人もふえました。団塊世代が高齢者になる2015年までには、さらに急増すると見込まれます。本年度から3年間の第4期プラン施設目標は2,017床ふやすということですが、全く不十分です。プランの目標の引き上げと前倒しの実施が必要です。特養の緊急整備5カ年計画策定を求めるものです。

その際、個室ユニット型だけではなく、従来型の多床室についても整備が必要です。食費、居住費の全額自己負担が、ユニット型利用を大変困難にしております。多床室を希望する人がふえているのです。多床室の新設や改築に対する補助金は、本県ではありません。現在、14道県で実施をし、11県で検討中です。多床室整備に向けた県独自の補助制度をつくることについて、所見を伺います。

山口保健福祉部長 先ほど2,017床というお話がございましたが、小規模多機能を含めまして、23年度までには2,216床がふえる予定となっております、1万2,672床と計画しております。さらに、今般の経済対策によりまして、第4期計画の目標数に24年度からの5期計画で予定される整備分を前倒しして上積みするようにと方針が示されておりますので、市町村に対しましては、この整備促進に向けましてさらに取り組んでいきたいと考えております。

次に、多床室の整備についてでございますが、県といたしましては、個人のプライバシーや高齢者の尊厳に配慮がなされたユニット型特別養護老人ホームを基本とした整備を推進していくこととしておりまして、多床室のみの整備については推奨する立場にはございません。

一方、委員御指摘のように、個室ユニット型は低所得者にとって負担が大きいことや多床室を好まれる方もございますことから、ユニット型を基本として、一部に多床室を付設する整備方法を検討しております。

しかしながら、この場合、現行では個室ユニットの部分についても多床室扱いとなるため、事業者にとって介護報酬等に著しい不利益が生じるため、国に対し、施設基準の改正を要望していきたいと考えております。

大内委員 国に要望すると同時に、もう他県でも実施しているように、県独自としての補助が必要です。私は、関係者から、このお年寄りの実態からすれば、一人でいても不安がない人もいるけれども、不安があって多床室の方がいい、そしてそれは安く入れると。このことに県の補助を求めるという声、強く出ておりますので、よろしく願いいたします。

介護報酬の2回の引き下げは、介護現場の深刻な人材不足を招きました。本県の福祉人材確保と育成に対するアンケート結果でも、仕事にやりがいを感じながらも、給与や賃金に対して7割が不安を持っているわけです。介護報酬は本年4月から引き上げられましたが、賃金アップには連動しておりません。経

済危機対策にも盛り込まれましたけれども、介護報酬とは別分けて、月3万円の賃金引き上げ策や施設や事業所の人員確保に対する助成も必要です。

喫緊の課題である介護労働者の処遇改善策について、所見を伺います。

山口保健福祉部長 介護職員の処遇改善のための交付金制度は、介護に従事している方々の処遇の向上を図るために、介護のサービスの種類ごとに、介護報酬総額にそれぞれ1.1%から4.2%を上乗せして交付し、介護職員1人当たり約1万5,000円程度の賃金アップに相当するものを上乗せする制度でございます。各事業者に対しましては、交付される額を上回る賃金改善等を行うことが求められております。

県といたしましては、制度の実施に先立ちまして、管理者研修や説明会などあらゆる機会をとらえまして、事業者に対し、制度の趣旨を徹底していきたいと考えております。

さらに、この制度が実施に移された場合には、事業所に対する実地指導や立入検査を無作為に行い、交付金が介護職員の賃金改善等に確実に反映されるように努めてまいります。

大内委員 幾つかの点にわたって介護保険の改善を提案いたしました。県として独自の取り組みに積極的に取り組んでいただきたいと強く申し上げて、この質問は終わりにいたします。

### 3. 常陸那珂港区について

大内委員 次に、常陸那珂港区について質問をいたします。まず、パネルをごらんください。今回の補正で何が出ているかというところ、この国有地取得予定地6万6,000平方メートルを18億3,000万円で国から県が買う、こういう予算でございます。そして、この議決後に公募を行って、コマツに決まると言われております。コマツのわきですね。コマツに決まると言われております。

そして、連結した、今度は海側ですね。中央埠頭はまだ点々で、形はできておりません。全容はできておりませんが、新たに中央埠頭に38ヘクタール、この赤のところ、この埋め立てを32億円で、そのうちの第1港区を11ヘクタールと定めて、2年半で造成まで行うという計画でございます。さらに、本年3月30日には、これらを含めて68ヘクタールを港湾関連用地から工業用地に変更をしてしまいました。まだ形が決まっていない海面を工業用地に変更したのです。そこで、知事に伺います。港湾建設の全体にはどのぐらいの経費がかかるのか。これまでの投資実績につきましてお聞かせください。

橋本知事 常陸那珂港区の建設は平成元年より工事に着手しておりまして、全体事業費は7,267億円の予定でございます。平成20年度までの投資額でござ

いますけれども、3,627 億円であり、その内訳としましては、国費が 810 億円、県費が 1,576 億円、市町村負担金が 81 億円、電力負担金が 1,160 億円となっております。

大内委員 もう既に県費だけでも 1,576 億円も投資しているという大事業でございます。全体経費の約半分が使われて、3,640 億円は今後の投資予定です。しかし、中央埠頭には北埠頭の東電の電力会社のような事業者負担はなく、見積もっても 2,400 億円以上は県費負担が予測をされています。莫大な税金投入を行って進めていいのか問われている大事業でございます。そこで伺います。中央埠頭地区の土地利用を 68 ヘクタール工業用地に変更したその理由、工業用地への企業立地の見通しがあるのか、お答えください。

橋本知事 近年、物流コストを縮減するというこのために、輸出型産業が臨海部へ工場立地するという現象が出てきておまして、常陸那珂港区におきましても、御承知のとおりコマツや日立建機などが進出してきているところがあります。

こういった中で、新たな工場立地の問い合わせもいただいており、今後、工業用地が不足することが見込まれますことから、もともとこの地域は、港湾関連用地として倉庫やシャシの置き場等として計画されていたところがございますけれども、今申し上げたような工業用地不足の見込みということもあって、ことしの 3 月に工業用地に変更したところであります。

大内委員 コマツなどの要請に応じて、わずか半年の間に、用地取得、埋め立て造成など 50 億円もの計画を急ピッチで進めているわけです。

私どもは、コマツに行き、ことし 3 月に地元雇用の 20 代の期間工 50 人を解雇すると聞いてきました。経済悪化で減産体制に入ったからというのが理由です。解雇はやめるよう要請してきましたが、県は、税金を投入し、そして税金をまけているのに解雇撤回は要求しませんでした。

一方で、コマツ真岡工場の閉鎖と茨城工場への生産移管が 4 月 14 日に発表されました。物流コストの削減を考えたとき、港湾工場を新設することが最善との結論に至り、地元行政の協力支援体制を考慮したということです。

ひたちなか開発区域内には、常陸那珂工業団地完成から 15 年たっても、66 ヘクタールもの工業団地がありますが、分譲したのは 32 ヘクタールと半分です。知事は、平成 11 年に、工業団地の売れ残りを抱え新たな開発の凍結方針を打ち出しました。

経済は、輸出頼みから、地場産業、内需の拡大に切りかえなければならないときです。しかし、本県は、コマツ、日立建機の要請を最優先して、莫大な税金を投入し、海を埋め立てて新たに工業団地を海面上に拡大するのです。もし企業立地がなかったとき、そのツケは県の財政、県民生活を襲ってくるのです。

工業団地の莫大な売れ残りを抱えた開発公社の失敗を繰り返してはならないと思います。知事の所見を伺います。

橋本知事 この図面で書かれております「21年度6月補正国有地取得予定地」でございますけれども、私どもとしては、買った後、間違いなく貸し付けることができるだろうと考えておるところでございます。

また、港湾関連用地を工業用地に変更した地域につきましては、これはいろいろこれから土砂などを埋めていくわけでございますけれども、我々としては、何とかできるだけ安く仕上げることによって、この地域を売りやすくする方策なども講じながら、この地域への企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

大内委員 莫大な工業団地の売れ残りが県の財政を圧迫しているのは、年間100億円の公社への支援で明らかです。それなのに、また新たに工業用地を確保する、海の中につくる。こんなことがいいのか、私は問われると思います。

次に、港湾建設に伴う環境への影響について伺います。

北埠頭は、東京電力火力発電所を起爆剤として、当時の知事が誘致をして、港湾計画を強行しました。

火力発電所の環境影響評価、環境アセスの時期と運転開始について伺います。

橋本知事 常陸那珂火力発電所につきましては、茨城県環境影響評価要綱などに基つきまして、昭和63年に、100万キロワット級の発電機2基を新設する発電所の設置事業として環境影響評価の手続を終了しているところであります。

また、運転開始時期については、1号機は既に御承知のとおり平成15年12月に運転を開始しておりますが、2号機は平成25年12月に運転が開始される予定と伺っております。

大内委員 環境アセスの現況調査から19年後に1号機が事業開始をしました。2号機は、29年後に開始を目指しているということです。港湾建設と一体になって行われています。

環境アセスから21年が過ぎ、阿字ヶ浦の海岸の侵食と砂の流出、磯崎漁港の砂利の打ち上げ、礫化など、変化が起きました。どのような対策がとられてきたのか、お答えください。

橋本知事 近年、全国的に海岸の侵食大変進行しておりますが、その原因は、河川の流化土砂の減少、潮流の変化などが考えられ、その現象は大変複雑でございます。不明確な点が多いと言われております。

阿字ヶ浦海岸の侵食についても、さまざまな要因が複合的に重なり合って発生しているものと考えられております。阿字ヶ浦海岸の侵食につきましては、平成11年ごろから発生しておりますが、ひたちなか市や地元関係者の意見も踏まえながら対策の検討を行い、平成15年度から対策事業としまして、全体事業

費約 23 億円で離岸堤、突堤の整備及び養浜を行っているところでございまして、今年度で完了する予定となっております。現在の砂浜の状況ですが、安定した状態を保っております。

次に、磯崎漁港海岸では、平成 15 年度から海岸への砂利の打ち上げが発生し、藻場の減少等の被害が生じました。このため、磯崎漁港海岸保全対策検討会を平成 15 年に設置し、漁場機能の復旧に関する検討を行ってまいりました。これまでに、藻場の回復対策として、平成 15 年度から打ち上げられた砂利を毎年撤去いたしますとともに、平成 19 年度には試験的に藻場造成ブロックを設置したところでございます。

現在、海草の繁茂状況等の調査を行っているところでございますが、良好な繁茂が確認されている状況にございます。

大内委員 確実に影響を受けたのは、阿字ヶ浦の海岸線での中小業者と、そして漁業者でございました。それを何とか国と県の税金で穴埋めを今しているという実態が、知事の話だと思います。

自然環境と漁業への影響は、1988 年の計画のときから指摘をされ、私もその当時水戸市会議員でしたが、市民とともに反対意見書を提出しております。

環境アセス準備書には、環境への影響を指摘する意見について、事業者は、影響はないと回答していました。しかし、自然環境、社会情勢が変貌した場合、計画を変更することも考えるとも回答をしております。今、変更を求めるときではないでしょうか。

東電石炭火力発電所 2 号機建設は、地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減という社会情勢から認められないという、その立場を明確にすべきです。知事の見解をお聞かせください。

橋本知事 火力発電所につきまして、増設を認めなくしたらどうかということでございますけども、環境影響評価手続を再度実施しなければならない要件について、県の環境影響評価条例におきましては、発電所の出力や年間燃料使用量が当初の計画から 10%以上増加するなど大幅な変更が生じたとき、となっております。

2 号機については、このような変更はないと伺っておるところでございますし、再度の環境影響評価手続は必要がないものと考えております。

大内委員 私は、先日、事業所を訪ねて責任者と会ってまいりました。先ほどのパネルをもう一度ごらんください。こちらが、東京電力火力発電所、平成 15 年から稼働しております 1 号機です。そして、そのすぐ隣に 2 号機が建設予定ということで、早ければ平成 25 年度は運転開始をしたいということでございました。2 号機は、電源開発が行う予定でしたが、断念をして、かわって東電がことしの夏ごろに着工をしようとしているのです。まだ何も手をつけてはお



りません。

着工に当たりましては、新たな産業廃棄物処分場、石炭灰の埋め立てを、今この中央埠頭にありますけれども、これは28年まで、あと7年で満杯ということです。ですから、県には、もう1つ、石炭を燃やした灰を埋め立てる産業廃棄物処分場をこの北埠頭の予定地の中につくってほしいと要望をしているということも聞いてまいりました。

本県は、今でもCO<sub>2</sub>排出は全国で8番目です。もし2号機が開始したらどうなるでしょうか。100万キロワットの1号機では、年間500万トンのCO<sub>2</sub>を排出しているのです。これを足しますと、全国で3番目にCO<sub>2</sub>排出の多い県となり、温暖化対策には逆行をしてしまいます。

本県のCO<sub>2</sub>の排出は、民生部門では12%、産業部門では80%です。その中で、火力発電所の排出の占める割合が多いのです。

本年5月26日、小名浜火力発電所、20万キロワット2基40万キロの計画内容に、国も県もCO<sub>2</sub>削減計画に相反するとの理由で認めませんでした。環境大臣は、2013年以降新たな石炭火発の運転開始は行われないう、経済産業省に意見書を提出しました。2013年2号機が稼働する予定だということです。その前に、東京電力は2号機を早くつくっていかねばならないということではないかと私はとらえました。

東京電力火発の当時のアセスには、CO<sub>2</sub>については項目にありませんでした。この環境アセスの点からしても、そして今の地球温暖化、このCO<sub>2</sub>削減計画からしても、私は、2号機はつくってはならない、このことを知事が強く言われなければならない、その時だと思えます。御所見を伺います。

橋本知事 電力の安定供給ということがエネルギー政策の基本にあるわけでございますが、そのためには、一つのエネルギー源に過度に依存するのではなくて、エネルギー源の多様化を図ることが必要になってまいります。

そういった中で、今回の常陸那珂2号機についても、東電の方で着工しようとしておるわけですが、環境省の先般の意見は、これから計画しようとするものについて言っているということ、まず御理解をいただきたいと思えます。

それから、その中で、その時点で採用可能な石炭ガス化複合発電等の最高技術水準を用いて排出抑制するということを言っておりますけれども、今回の2号機は、二酸化炭素排出原単位は1キロワット時当たり0.788キログラムでございますが、これはいまだ実験中の段階にある石炭ガス化複合発電と同程度のものでございますし、また石炭火力として世界最高水準の熱効率45%のものでございます。

そういった点を考えれば、私は、今回の火力発電所の建設ということについ

では、ストップをかけるような状況にはないと思っております。

大内委員 知事は企業の代弁者なんでしょうか。先ほどのコマツが、茨城のこの土地に進出してくる理由はCO<sub>2</sub>削減です。しかし、この2号機は、年間500万トンもCO<sub>2</sub>を排出するんです。企業の言いなりになっているということは、そういうことじゃないですか。

物流コストを安くするためにここに新たに進出をする、そしてこの2号機については既に環境アセスが終わっているからつくる、しかし2013年以降は非常に難しくなっている、早くつくらなければと。そのためには、産業廃棄物の処分場も茨城県につくってほしいということです。

私は、常陸那珂港区は、国際物流港湾から、東電、コマツ、日立建機などの専用埠頭に変貌していると考えます。自然環境と地元産業を破壊し、企業を呼び込むために莫大を税金投入をこれからも続けていいのか問われます。今こそ、際限のない税金投入を改め、県民生活支援に切りかえていかなければならないことを強く主張し、この質問は終わります。

#### 4．東海第二発電所でのプルサーマル計画について

大内委員 最後に、東海第二発電所でのプルサーマル計画について、知事にお尋ねをいたします。

日本原電は、本年の事業計画に東海第二原発でのプルサーマル計画の実施を初めて盛り込みました。プルトニウムとウランを混合したMOX燃料を原発で燃やす計画ですが、もともと原発の設計段階では想定されていない計画で、原発の安全上、さまざまな問題が指摘をされております。そこで、3点について見解をお聞きいたします。

第1点は、運転開始から30年を超えている東海第二原発で実施することの危険性です。この間の定期検査では、事故やトラブルの多発でいずれも約6カ月も要しており、老朽化の症状が顕著となっております。こうした老朽原発でのプルサーマル計画の実施について、大事故の危険が潜んでいないかどうか伺います。

2点目は、プルサーマルを実施した場合、使用済みMOX燃料の行き先も処理技術も未確立という問題についてです。現状では、使用済みMOX燃料は永久に本県内にとどまることも十分考えられますが、どう認識しておられるのでしょうか。

3点目は、プルサーマル計画には、既存の原発の危険を増大させるとして国民の間に強い反対があります。県独自の検討が必要ではないかということでございます。

福島県では、東電のプルサーマルの計画の申し入れに対し、懇話会を設置し、約1年間をかけて検討を行っています。その後、MOX燃料データの改ざんやJCO臨界事故などが発生をして、知事と各部長で構成するエネルギー政策検討会を立ち上げ、県民の意見を聴く会の開催や学識経験者との意見交換を行っております。そうした中で、プルサーマル計画の事前了解を一たんは決めていましたが、2002年8月事前了解の白紙撤回を表明して、現在もその立場を堅持しているのです。

東海第二原発でのプルサーマル計画の是非については、県民の意見を聞くとともに、計画の危険性を指摘している専門家の意見を聞く検討会などを設けるべきだと思いますが、あわせて見解をお聞かせください。

橋本知事 プルサーマル計画の危険性でございますけれども、これにつきましては、原子力発電所におきましては設備機器などの定期的な補修交換を実施しておりますほか、法律に基づく定期検査などにより施設の健全性を確保しております。

特に、高経年化のものにつきましては、30年を超える原子炉について、施設設備の腐食、磨耗といった経年変化事象に関する技術的な評価と、それに基づく保全計画の策定を行い、さらに最新の技術的知見に基づき10年ごとに再評価することが義務づけられております。

東海第二発電所につきましては、平成20年7月、国が、日本原子力発電が行った技術評価及び今後の保全計画を妥当と判断し、また、県の原子力施設高経年化対策等調整研究会においてもその妥当性を確認したところでございます。

また、原子力安全委員会の報告書では、MOX燃料の装荷割合が装荷量全体の3分の1程度までの範囲においては、原子炉の中でのMOX燃料の振る舞いはウラン燃料と大きな差はないとしております。

このようなことを踏まえ、運転年数の長期化が直ちにプルサーマルの実施に安全上の影響を及ぼすものではないと考えているところであります。

次に、使用済みMOX燃料の処理処分についての認識でございますが、現時点では、最終処分先については確定しない状況にあると認識しております。

また、一方で、技術的には、既にフランスで実施されており、国内においても実用化は難しくないものと認識しておりますが、私ども原子力発電所の立地道県知事の連名によって、国に対して、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場に続く、いわゆる第二再処理工場の検討を早期に開始し、具体的な処理の方策を決定するように要望しているところであります。

また、県独自の取り組みでございますが、事業者のデータ改ざん問題があったことから、福島県では、御指摘のように、平成13年に一度だけ、さまざまな立場の方から意見を聞いたことがあるということは十分承知しているところで

ございます。しかし、一般的には、原子力施設の安全性等については、国の原子力安全委員会やそれぞれの自治体の安全対策委員会等で専門的に確認しますとともに、国や事業者が説明会等を開催し、地元住民の理解や合意を得ているところでございます。

今回、プルサーマル計画の導入時期が5年ほど先送りされましたが、県といたしましては、東海第二発電所の導入計画が具体的に示された段階で、安全性や必要性について県原子力安全対策委員会や県原子力審議会において御審議をしていただきたいと考えております。